

豊橋市大清水まなび交流館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年1月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第3号

豊橋市大清水まなび交流館条例の施行期日を定める規則

豊橋市大清水まなび交流館条例（平成26年豊橋市条例第50号）の施行期日は、平成27年4月4日とする。